

○第 288 回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和 8 年 6 月 29 日（月） 14：00～15：10

議事概要

（1）動物用医薬品（クロルマジノン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、クロルマジノンの許容一日摂取量（ADI）を 0.00001mg/kg 体重/日（クロルマジノン酢酸エステルとして）とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*** クロルマジノン：**

発情周期の同調を目的としたホルモン剤（合成プロゲステロン）で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。